平成２２年（フ）第８５８号
鹿児島県鹿児島市小松原１丁目69番21号
債務者　玉井　麻衣
1　決定年月日時　平成23年１月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第８６７号
鹿児島県鹿児島市喜入町7500番地２
債務者　前薗　敏晃
1　決定年月日時　平成23年１月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第８７２号
鹿児島県鹿児島市小川町21番１―301号
債務者　園田　賢治
1　決定年月日時　平成23年１月18日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第８７９号
鹿児島県鹿児島市緑ヶ丘町２番23―16号
債務者　大久ひろみ
1　決定年月日時　平成23年１月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第８８６号
鹿児島県鹿児島市光山２丁目13番15号
債務者　竹ノ内正一
1　決定年月日時　平成23年１月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第１０３号
岩手県北上市九年橋３丁目２番18号　ロード５―210号、前住所岩手県北上市鍛冶町１丁目８番14号
債務者　昆野　章子
1　決定年月日時　平成23年１月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月23日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２３年（フ）第５号
宮城県大崎市鹿島台平渡字巳待田453番地８ピアハイツ106号
債務者　伊藤　秀明
1　決定年月日時　平成23年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月23日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２２年（フ）第２６３号
茨城県取手市稲1169エビハラハイツ103、住民票上の住所茨城県坂東市神田山1461番地３
債務者　加藤美貴子
1　決定年月日時　平成23年１月21日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月23日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２２年（フ）第２７５号
茨城県龍ケ崎市若柴町2991番地１　キャッスルマンション佐貫403号
債務者　泉　　幸二
1　決定年月日時　平成23年１月21日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月23日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２２年（フ）第２９３号
茨城県取手市中内1001番地１
債務者　塚本　良雄
1　決定年月日時　平成23年１月21日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月23日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２２年（フ）第２９６号
茨城県牛久市刈谷町５丁目105番地ナチュレ刈谷101
債務者　髙野　康弘
1　決定年月日時　平成23年１月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月23日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２３年（フ）第３号
茨城県取手市井野団地５番13―105号
債務者　尾崎道太郎
1　決定年月日時　平成23年１月21日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月23日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２２年（フ）第１０７１号
兵庫県尼崎市東園田町７丁目10番地の９
債務者　濱田　秀乃
1　決定年月日時　平成23年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月23日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第１０８５号
兵庫県尼崎市塚口本町１丁目９番８号
債務者　山田　弘子
1　決定年月日時　平成23年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月23日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第１０８６号
兵庫県尼崎市塚口本町１丁目９番８号
債務者　山田万里子
1　決定年月日時　平成23年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月23日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第１１２７号
兵庫県芦屋市春日町20番６号　芦屋スターコートＣ号
債務者　伊丹　美加
1　決定年月日時　平成23年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月23日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第３２２号
長野市三輪２丁目２番21号　プレジール北沢Ｂ―206
債務者　若林　妙子
1　決定年月日時　平成23年１月21日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月24日まで
長野地方裁判所民事部破産係